



大野市職員倫理規程の手引き



令和3年7月

行政経営部総務課

も く じ

1	倫理規程の対象について	1
➤	1-1 (倫理規程の適用対象)	
2	利害関係者について	1
➤	2-1 (「利害関係者」の基本的な考え方)	
➤	2-2 (利害関係となる業務の期間等)	
➤	2-3 (議員・報道関係者・市民団体の利害関係の考え方)	
3	利害関係者との間における禁止行為について	3
➤	3-1 (禁止行為)	
➤	3-2 (禁止行為の例外 その1)	
➤	3-3 (禁止行為の例外 その2)	
4	利害関係者以外の者との間での禁止行為について	5
➤	4-1 (官公庁等との接触)	
➤	4-2 (利害関係者以外の者等との間における禁止行為)	
➤	4-3 (他の職員からの利益の享受等の禁止)	
5	届け出が必要になる行為について	6
➤	5-1 (届け出が必要になる行為)	
6	供応接待について	6
➤	6-1 (「供応接待」とは)	
➤	6-2 (「供応接待」に該当しない場合)	
7	Q & A	8
8	大野市職員倫理規程の概要 (啓発チラシ)	14

➤ 1-1 (倫理規程の適用対象)

倫理規程の対象となる職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員です。

会計年度任用職員については、地方公務員法第3条第2項の一般職であることから、倫理規程の対象となる「職員」に含まれます。

(倫理規程第2条第1項)

特別職である市長・副市長及び教育長については、倫理規程の対象外ですが、贈与等に係る市民の疑念を招くような行為の禁止、守秘義務等の倫理原則、行動基準を定めています。

(倫理規程第4条)

➤ 2-1 (「利害関係者」の基本的な考え方)

倫理規程の「利害関係者」は、当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者であり、「許認可の相手方」「補助金交付の相手方」「立ち入り検査等の相手方」「不利益処分の相手方」「行政指導の相手方」「契約の相手方」「指定管理の指定の相手方」などです。

利害関係者が潜在的なものにとどまる者や、市民税の課税対象者や届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものによって職員と関わる者は利害関係者としていません。

(倫理規程第3条第2項)

➤ 2-2 (利害関係となる業務の期間等)

倫理規程第3条第2項の職務のうち、利害関係となる業務の期間の考え方は次のとおりです。

「許認可等」 …… 申請をしようとしているときから、許認可を受けてそれらに係る事業を行っている間をいいます。

「補助金等」 …… 補助金の申請をしようとしている時から、事業が完了して実績報告書を受領し、確定通知を発送するまでの間をいいます。

「契約に関する事務」 …… 見積書の提出依頼時、または予算執行時の起案時から、債権・債務の関係が終了するまでの間をいいます。

➤ 2-3 (議員・報道関係者・市民団体の利害関係の考え方)

- ・ 議員は、議員活動を行う限りにおいては、利害関係者には該当しません。ただし、議員が許認可等、補助金等の交付、契約に関する事務に関し事業者等又は個人としてかかわる場合は、その職員の利害関係者となります。
- ・ 取材活動をしている報道関係者等は一般には利害関係者に該当しません。
- ・ 市民団体は、市の許認可や補助金交付の対象となっている場合、当該事業に係る許認可等、補助金等の交付等の事務に携わる職員の利害関係者となります。

➤ 3-1 (禁止行為)

職員は、利害関係者との間で次の行為を行うことが禁止されています。（ただし、私的な関係に基づく行為であって、市民の疑惑や不信を招く恐れがない場合の①～⑦の行為は可能）

① 金銭・物品等の贈与を受けること

- × せん別や祝儀などの名目、金額の多寡にかかわらず、受け取ること
を原則禁止します。
- 宣伝用物品等を受領することは禁止しません。

② 金銭の貸付けを受けること

- × 金融機関から一般の顧客として貸付けを受ける場合を除き、禁止
します。

③ 無償で物品等の貸付けを受けること

- 職務で訪問した際の物品（文房具、ヘルメットなど）を利用するこ
とは禁止しません。

④ 無償でサービスの提供を受けること

- × タクシーなどで特別に送ってもらうことは禁止します。

⑤ 未公開株式を譲り受けること

- × 有償・無償を問わず禁止します。

⑥ 供応接待を受けること

- × 飲食のほか、スポーツ観戦等への招待を受けることを禁止します。
- 会議で提供される簡素な飲食物や茶菓は禁止しません。

⑦ 遊戯、ゴルフ、旅行をすること

- × 職員が自分の費用を負担する場合でも禁止します。
- 職務のために必要な範囲で共に旅行することは禁止しません。

⑧ 第三者に上記の行為をさせること

- × 自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることなどが該当します。

(倫理規程第6条)

➤ 3-2 (禁止行為の例外 その1)

社会通念上相当と認められる程度の範囲で、次に掲げる行為を行うことができます。

- ・ 宣伝用物品又は記念品など、広く一般に配布するものをもらうこと。
- ・ 多数の者が出席する式典、総会などにおいて、記念品をもらうこと。
(職員のみ配布されるものを除く。)
- ・ 多数の者が出席する式典、総会などにおいて、簡素な飲食物の提供を受けることや、利害関係者と共に簡素な飲食物を飲食すること。
- ・ 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。(交通事情などにより、その利用が相当と認められる場合に限る。)
- ・ 職務として出席した会議などにおいて、茶菓の提供を受けることや、利害関係者と共に茶菓の飲食をすること。
- ・ 職務として出席した会議などにおいて、簡素な飲食物の提供を受けることや、利害関係者と共に簡素な飲食物の飲食をすること。(簡素な飲食物とは、一般的には2,000円~3,000円程度の箱弁程度までを想定。ただし、出席者の顔ぶれなどにより個別に判断すること)

がある。)

(倫理規程第7条第1項)

➤ 3-3 (禁止行為の例外 その2)

私的な関係がある場合で市民の疑惑や不信を招く恐れがない場合に限り、倫理規程第6条に規定する禁止行為を行うことができます。ただし、第6条第1項第9号に掲げる第三者にさせる行為はすることができません。

(倫理規程第7条第2項)

4 利害関係者以外の者との間での禁止行為について

➤ 4-1 (官公庁等との接触)

官公庁等の職員と接触する場合においても、職務上の必要性に留意し、市民の疑惑又は不信を招くような行為は禁止されています。

(倫理規程第6条第3項)

➤ 4-2 (利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

利害関係者に該当しない事業者等であっても、次の行為を禁止しています。

- ・ 社会通念上、相当と認められる程度を超えて、供応接待、贈与などを受けること
- ・ その場に居合わせなかった者に、自分の飲食物の料金を支払わせる「つけ回し」を行うこと

(倫理規程第8条)

➤ 4-3 (他の職員からの利益の享受等の禁止)

他の職員が、倫理規程で禁止されている行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することは禁止されています。併せて、他の職員が規程違反を行った疑いがあると思われる場合は、黙認してはならないよう規定されています。

(倫理規程第11条)

5 届け出が必要な行為について

➤ 5-1 (届け出が必要となる行為)

職員は、利害関係者との間で次の行為を行うことは禁止されていませんが、あらかじめ届け出が必要です。

- ・ 自己負担で飲食する場合で、その負担額が1万円を超える場合
- ・ 有償で講演等を行う場合（講演等に関しては、勤務時間以外において実施する場合を想定しています。（勤務時間中であれば、職務命令により行うこととなります。））

なお、届け出等の状況は年1回公表する予定です。

(倫理規程第9条、第10条)

6 供応接待について

➤ 6-1 (「供応接待」とは)

「供応接待」とは、供応(酒食を提供してもてなすこと)と接待(客をもてなすこと)の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを

目的として行われる行為全般（温泉地などへの旅行、映画・演劇の鑑賞への招待など）がこれに該当します。

➤ 6-2（「供応接待」に該当しない場合）

次の内容は、利害関係者からの供応接待には該当しないこととします。

- ・ 多数の者（20名程度以上）が出席する式典や総会、立食パーティーなどでの飲食

- ・ 職務として出席した会議などでの茶菓の提供、簡素な飲食

※ 簡素な飲食とは、2,000円～3,000円程度の箱弁程度までを想定。ただし、出席者の顔ぶれなどにより個別に判断することがある。

※ 職務として夕食を伴う会議などに出席する場合は、相当程度を負担するのが望ましい。

- ・ 職務以外において、利害関係者と共に飲食をする場合で自己の費用を自ら負担する場合

※ 自らの負担が十分でなく、実際の費用との差額を利害関係者が負担する場合は、差額分の接待を受けたことになり禁止されます。

※ 自己の費用を負担して飲食する場合であっても、「5-1（届け出が必要となる行為）」に該当する場合は、届出が必要です。

Q 1（下請企業）

契約を締結した事業者の下請企業も利害関係者に該当するか。

- A) 契約を締結した事業者の下請け企業は、直接的には利害関係者に該当しませんが、「事業者等の利益のためにする行為を行う場合の役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。」（倫理規程第2条第2項）に該当して利害関係者となる場合があります。

Q 2（みなし規定）

職員が現に携わっている事務の相手方以外に利害関係者とみなされる者はいるか。

- A) 過去3年間に在職したポストの利害関係者は、異動後3年間は引き続き職務関係者とみなされます。

また、ある職員（A）の利害関係者が、別の職員（B）に接触している場合、それが、BがAに対して持つ職務上の影響力を期待してのものであることが明らかなきは、Bにとっても利害関係者とみなされます。

Q 3（結婚披露宴の祝儀）

職員の婚約者が勤めている会社とその職員にとって利害関係者に該当する場合、職員が結婚・披露宴で婚約者の上司・同僚などから祝儀を受け取ることは規則で禁止されているのか。

- A) 婚約者の上司・同僚などが持参する祝儀は、通常職員への贈与

ではなく婚約者への贈与と考えるため、祝儀に名を借りて職員に法外な金額を渡すものでない限り受領して差し支えありません。

Q 4（一部会費制の結婚披露宴）

職員が結婚披露宴を行うが、招待者の中に当該職員にとって利害関係者に該当する者がいる。利害関係者に関しては、実費による会費制で行うこととしたいが、倫理規程上問題があるか。

A) 会費が飲食などの対価に相当する金額であれば問題ありません。

なお、祝儀という名目であっても実費相当分であれば受け取って差し支えありません。

Q 5（友人からの香典）

職員は、友人から香典をもらうことはできないのか。

A) 友人が、利害関係者に該当しない場合には、香典を受け取ることは当然にできます。

また、その友人が利害関係者に該当する場合でも、学生時代からの友人など、職員としての身分に関わらない関係（私的な関係）など、倫理規程第7条第2項に規定する私的な関係に基づく行為で、市民の疑惑や不信を招く恐れが無いときは、受け取ることができます。

Q 6（お見舞い、新築祝い）

利害関係者から入院お見舞いや新築祝いを受け取ることはできるか。

A) 利害関係者からのお見舞いや新築祝いについては、金銭・物品

の贈与に当たるため、倫理規程違反になります。

ただし、倫理規程第7条第2項に規定する私的な関係に基づく行為で、市民の疑惑や不信を招く恐れが無いときは、受け取ることができます。

Q7（利害関係者からの招待券の配布）

利害関係者から時価5千円相当の記念コンサートのチケットを受け取ることはできるか。

A) 広く一般に配布するための物でない限り、禁止行為に該当します。

Q8（タクシーへの同乗）

職員が出張で、利害関係のある民間企業を訪れた際、帰りに駅まで、偶然同方向に用務があるその企業の従業員が乗るタクシーに便乗することは、規則に違反するのか。

A) 職員は出張に当たり、必要な旅費を支給されているため、出張中の移動は自らの負担で行うことが原則となります。

ただし、その職員のためにわざわざ便宜を図るものでなく、たまたま利害関係者が利用するタクシーが職員と同じ目的地に行く場合や職員の目的地を通過することが明らかな場合で、利害関係者に新たな追加的負担もかけないときには、便乗しても問題ありません。

Q9（金銭の貸付け）

利害関係者からは、通常一般の利率で利子を払っても金銭を借りることはできないのか。

A) 利害関係者からは、業として行われる金銭の貸付け以外では、通常一般の利子を払っても金銭の貸付けを受けることは許されません。

業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止されます。

「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業などを行っている者が行う貸付けがこれに該当します。

Q 1 0 (ゴルフ)

職員が、利害関係者に該当するOB数名も参加する、OB会のゴルフコンペ（30～40人以上が参加する規模のもの）に参加することは、規則で禁止されている「利害関係者と共にゴルフをすること」に該当するのか。

A) 利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するような場合を除き、このようなゴルフコンペに参加することは規則の禁止行為に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

Q 1 2 (旅行)

職務関係者と共に旅行をすることが認められている「公務のための旅行」とは、どのような場合か。

A) 旅行命令が出されていて、職務関係者の同行が公務に必要な場合です。

Q 1 3 (会議における簡素な飲食)

職員が講演を行った際、講演の前後に、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることはできるのか。

- A) 公務として講演を行った際の簡素な飲食については、職務として出席した会議における簡素な飲食物の提供に準ずるものとして取り扱って差し支えありません。

Q 1 4 (職務での飲食)

各種団体の懇親会に職務として出席することは可能か。

- A) 多数の者が出席する催しで、職務として出席する場合であれば、簡易な飲食の提供を受けることは問題ありませんが、これを超える場合であれば、実費相当程度を負担するのが望ましいです。

Q 1 5 (利害関係者との飲食)

実費負担をすれば利害関係者との飲食を行っても問題ないか。

- A) 自己の負担をして飲食をすることは可能ですが、公正な職務執行に対し、市民の誤解を招くことの無いよう不必要な行動を避ける必要があります。なお、自己負担額が1万円を超える場合は届出が必要です。

(倫理規程第9条)

Q 1 6 (私的な関係による例外①)

職員が以前勤務し、現在利害関係者に該当する企業のかつての同僚などとの関係は私的な関係に該当するのか。

- A) 職員としての身分に関わらない関係なので、私的な関係に該当します。

Q 1 7 (私的な関係による例外②)

利害関係者に該当する者が出席する場合は、大学や高校の同窓会にも出席できないのか。

- A) 出席できます。会費を支払って同窓会に出席し、利害関係者である友人と共に飲食したとしても、学生時代の友人は「私的な関係」に当たります。

Q 1 8 (私的な関係による例外③)

「私的な関係」があれば、食事をおごってもらったり、物品をもらったりすることも「利害関係者」との間で自由にできるのか。

- A) 「私的な関係」がある「利害関係者」との間では、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様などを考慮して、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り、規程上規制されている行為を行うことができます。

なお、利害関係者でない者であっても、繰り返し供応接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えての利益の供与を受けることは禁止されています。

大野市職員の倫理保持にご協力ください

大野市では、令和3年7月に大野市職員倫理規程を改定しました。市職員が**利害関係者である事業者等の皆さんから次の行為を受けることの禁止を徹底します。**

① 金銭・物品等の贈与を受けること

- ×せん別や祝儀などの名目、金額の多寡にかかわらず、受け取ることを原則禁止します。
- 宣伝用物品等を受領することは禁止しません。

② 金品の貸付けを受けること

- ×金融機関から一般の顧客として貸付けを受ける場合を除き、禁止します。

③ 無償で物品等の貸付けを受けること

- 職務で訪問した際の物品(文房具、ヘルメットなど)を利用することは禁止しません。

④ 無償でサービスの提供を受けること

- ×タクシーなどで特別に送ってもらうことを禁止します。

⑤ 未公開株式を譲り受けること

- ×有償・無償を問わず禁止します。

⑥ 供応接待を受けること

- ×飲食のほか、スポーツ観戦等への招待を受けることを禁止します。
- 会議で提供される簡素な飲食物や茶菓は禁止しません。

⑦ 遊技、ゴルフ、旅行をすること

- ×職員が自分の費用を負担する場合でも禁止します。
- 職務のために必要な範囲で共に旅行することは禁止しません。

⑧ 第三者に上記の行為をさせること

- ×利害関係者に要求して、自分の親族等に贈り物を要求することなどが該当します。

※上記の禁止行為でも、私的な関係がある場合で市民の疑惑や不信を招く恐れがない場合に限り、例外として認められる場合があります。

届出が必要となる行為

自己負担で飲食すること

- 自己負担額が1万円を超える場合は事前届出が必要です。

有償で講演等を行うこと

- 事前承認が必要です。

利害関係者とは…当該職員の職務遂行により直接に利益又は不利益を受ける者「許認可の相手方」「補助金交付の相手方」「立ち入り検査等の相手方」「不利益処分の相手方」「行政指導の相手方」「契約の相手方」「指定管理の指定の相手方」など

利害関係者以外の事業者等については、①～⑦の禁止行為が認められます。ただし、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けたりする場合など、**社会通念上相当と認められる程度を超えて利益の供与を受けることは禁止**します。